

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	飛行させることができる無人航空機	備考

- ・航空法第 132 条第 2 項第 2 号及び第 132 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく許可・承認を受けた場合、当該申請書類のうちの「(別添資料 5) 無人航空機を飛行させる者一覧」で代替可能